

室蘭成年後見支援センター

〔西いぶり2市3町〕

支援
地域

室蘭市

登別市

豊浦町

壮瞥町

洞爺湖町



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力に不安のある人に対し「契約」や「財産管理」が困難な場合に、本人に不利益が生じないように法律面で支援する人（成年後見人など）を家庭裁判所から選任してもらい、福祉サービスの利用や施設入所、入院時の契約や手続きなどの身上監護、不動産管理や預貯金の出し入れなどの財産管理を行うことで、本人の権利と暮らしを守るための制度です。

主な取り組みについては、裏面をご覧ください。



相談 こんな心配はありませんか？

- 成年後見制度について詳しく知りたい
- 成年後見制度を利用するにはどうしたらいいの？
- 通帳をなくしたり、支払いを忘れてたり、お金の管理ができない
- 訪問販売や悪質商法で何度もだまされる
- 年金が本人のために使われていない
- 福祉サービスの利用や施設入所を考えたり、自分で判断して契約することができない
- 障がいがある子どもの将来の生活が心配
- 身寄りがないので、今後のことが不安

その他にも、いろいろなご相談をお受けします



普及啓発

- 成年後見制度についての研修会や説明会の開催
- いろいろな集會に出向く出前講座
- 分かりやすい資料の提供



市民後見人の養成

- 後見人になるための必要な知識を学ぶ勉強会を開催
- 法人後見の中で、後見業務支援員として活動し、経験を積んでもらう など



法人後見の受任

- 家庭裁判所の審判により、法人で成年後見人などに就任しています

お問い合わせ

社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会

室蘭成年後見支援センター

[西いぶり2市3町]

TEL: **0143-83-5062**
(直通)

FAX: 0143-47-0123

業務時間: 月～土曜日 (祝日、年末年始を除く)
9:00～17:00

室蘭市東町2丁目3番3号 ハートセンタービル

